

泉南市人権保育推進プラン（概要）

I はじめに

【人権保育についての基本的な考え方】（人権保育基本方針より）

自らの大切さとともに他者の大切さを認め、社会生活のなかで実際に起きるあらゆる差別や人権侵害に対して、その解決にむけて行動し、人権尊重のまちづくりに主体的に参画する市民の育成をめざすために、就学前において何が必要なのかを明らかにし、乳幼児期のすべての子どもに行う取組とその保護者への子育て支援。

【人権保育の内容】（人権基礎教育指導事例集より）

- 幼少期から豊かな人権感覚の基礎として、自己肯定感、生命の尊さに対する感性、善悪を判断する力を育てる
- 他者の立場や思いを理解し思いやる心、他者とのより良い人間関係を築くために必要なコミュニケーション力、互いの違いを認め合っるとともに生きる姿勢を育む
- 集団生活のルールや社会規範の大切さに気付き、自他の権利を尊重し、社会の一員としての責任を果たし、社会に貢献する態度を身につける

【人権保育の意義】

- もっとも厳しい状態にある子どもや保護者を中心にすえて取り組むことで、すべての子どもや保護者の人権が保障され、すべての子どもや保護者が自己実現できる
- 社会に存在する様々な人権課題に向き合いながら、その解決にむすびつける

【人権保育の方向性】「だれのために、なんのために、人権保育が必要か」という視点を忘れずに、取組を創造する

【計画の位置づけ】人権保育基本方針に基づき、人権施策の総合的推進の視点に立って推進していく計画として策定

【計画期間】平成 30 年から平成 34 年までの 5 年間（点検・総括を毎年度実施する）

II 基本理念（どのような子どもに）

- 自尊感情 ～自分が好き・自分が大切～
- 自己表現 ～自分の気持ちに気づき、表現する～
- 他者受容 ～相手の気持ちに気づき、認める～
- 主体性 ～身近なもの・こと・ひとへの興味・関心・関わり～
- 「おかしい」と言える ～「おかしい」ことを「おかしい」と感じ、伝える～
- 乗り越える ～ねばり強く、何度でも～
- からだ ～しなやかに、最後までやりとおす～

III 基本的考え方（どのような人権保育をすすめるのか）

- 子どもの人権を尊重する保育
- 保育を受ける権利の保障
- 人権を理解する保育内容の創造

IV 基本方向（取り組みをつくる）

1 人権が尊重される就学前施設等や社会の構築

- (1) 基本となる考え方を示す（条例、基本方針など）
- (2) 困っている子どもや保護者が相談できるシステム
- (3) 人権侵害を受けた子どもを救済するシステム
- (4) 人権侵害を防ぐ、見逃さない、人権保障・安全保障のためのネットワーク
- (5) 総合推進のためのネットワーク
- (6) 実態を把握するシステム
- (7) 情報宣伝・広報・周知システム
- (8) 人権尊重の地域社会づくりシステム
- (9) 人権に関する資料の収集提供システム
- (10) 一人ひとりが大切にされていると実感できる環境整備
- (11) 組織的に取り組むシステム

2 人権保育の推進

- (1) 自分の思いが出せる・聴いてもらえる雰囲気の中で
- (2) ころとからだを
- (3) 人材の活用を
- (4) おとなと子どもがつながる
- (5) 保育教育関係機関がつながる
- (6) 研修・講座
- (7) 具体的なカリキュラム・教材づくりを
- (8) 人材の育成を

3 子育て支援の推進

- (1) 保護者と子どもがつながる場
- (2) 保護者どうしがつながる場
- (3) 保護者むけ講座
- (4) 市民全体で子育て
- (5) 保護者と関係機関のつながり
- (6) 現実に起こっている課題を踏まえた課題の共有・教材化
- (7) 保護者自身が企画する
- (8) 将来の子育て参画にむけて